

平成24年第4回紀の川市議会定例会 第6日

平成24年12月21日（金曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午前10時28分

◎議事日程（第6号）

- | | | |
|------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第178号 | 訴えの提起について |
| 日程第2 | 議案第161号 | 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| | 議案第162号 | 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第163号 | 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第164号 | 紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正について |
| | 議案第168号 | 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について |
| | 議案第169号 | 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について |
| | 議案第170号 | 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| | 議案第171号 | 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| | 議案第177号 | 那賀休日急患診療所経営事務組合理約の変更に関する協議について |
| 日程第4 | 議案第165号 | 紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第167号 | 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について |
| | 議案第172号 | 権利の放棄について |
| | 議案第173号 | 権利の放棄について |
| | 議案第174号 | 紀の川市道路線の認定について |
| | 議案第175号 | 紀の川市道路線の変更について |
| | 議案第176号 | 紀の川市道路線の廃止について |
| 日程第5 | 議案第166号 | 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第6 | 請願第6号 | 危険な米軍輸送機オスプレイの配備および低空飛行訓練の中止を求める請願書 |

- 日程第7 委員会提出議案第4号 紀の川市議会会議規則の一部改正について
 委員会提出議案第5号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第8 議員派遣の件について
- 日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	3番 原延治
4番 川原一泰	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

5番 吉田隆三郎

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部次長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開議 午前 9時28分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

本日は、委員長報告等も含めまして、議事運営に御協力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

原議員から少しおくれるとの報告が入っております。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員長報告ですが、日程第2から第4では、12月7日に各常任委員会に付託した案件のうち、議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）についてを除いた案件について各委員長に審査結果の報告を求め、それぞれ委員長報告ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第166号については日程第5とし、再度、各委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めた後、一括して委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第178号 訴えの提起について

○議長（西川泰弘君） 日程第1、12月17日の本会議で提案説明のありました議案第178号 訴えの提起についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第178号については、委員会付託を省略し、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

これより、ただいま議題となっております議案に対する質疑を行います。

ただいま議題となっております議案については質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第178号 訴えの提起については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第178号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の一部改正について から
議案第163号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてから、議案第163号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました3議案については、過日、本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、総務文教常任委員会副委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、副委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

なお、当委員会は委員長が声帯治療のために欠席されたため、紀の川市委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を務めましたので、報告についても副委員長の私がさせていただきますことを合わせて報告させていただきます。

委員会に付託されました案件は3件であります。委員会は去る12月11日、南別館3階大会議室において7名の委員の出席を得て開催し、当局から付託された案件について説明を受けたあと、審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第161号及び議案第162号については賛成多数、議案第163号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律によって給与を引き下げることにより、どれぐらいの削減となるのかと質したのに対し、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法令は、主に大震災への復興を目的に、国家公務員の給与を減額するも

のであり、平均で7.8%減額する改正であるが、本市は職員の給与に関する条例の改正は先の給与構成、構造改革の経過措置として現給保障としていたものを廃止するもので、国家公務員の給与制度に準拠するものであり、影響額としては11万円弱、対象職員20名であるとの答弁でした。

次に、議案第162号 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、期末手当基準額に乗じる割合の率を上げ、費用弁償をなくすることによる市の財政の影響はと質したのに対し、期末手当の支給率3.1カ月は県内各市の中で最も低く、報酬と合わせた年間支給額も最も低い状況にある。また、9市中6市が支給している政務調査費の有無など総合的に判断した結果、財源の一部として費用弁償を廃止し、また議会みずから行政改革として議員定数の削減も行われることから、支給率を3.95カ月に上げて、平成26年度においては年間約500万円の削減となるとの答弁でした。

次に、議案第163号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正については、特に質疑はありませんでした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの副委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております3議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第161号についての反対討論。

19番 岡田 勉君の発言を許可いたします。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） おはようございます。

議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、反対討論を行います。

はじめに、本議案の提案理由は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の内容を総合的に勘案し」となっています。もともと国家公務員の給与は、人事院が民間の給与をもとにどうすべきかを勧告し、それに基づいて政府が決めています。平成23年度、人事院は0.23%削減の勧告で、それを実施した上でこの特令法によって7.8%、合わせて8%以上引き下げられたこととなります。

国家公務員の給与を引き下げるとは、地方公務員をはじめ私立学校や民間病院、社会福祉施設の職員など、公務員に準拠する民間で働く人たちの給与に直接影響します。その人数は625万8,000人で、日本の雇用者の1割を超えとされており、給与を削減することで家計収入は2兆7,073億円減少し、当然消費が減り、国内生産GDPも

大幅に減少します。

また、このような直接的な影響だけでなく、民間企業の多くは公務員の給与に倣って賃下げをしますから、働く人全般の給与が下がることになり、その結果、国民の購買力が落ち、消費が減り、景気にも大きな影響を与えています。このようなことから、公務員の給与というものを考えていく必要があると思います。

その中で、日本の公務員の人件費は高いのかということではありますが、国・地方の総支出に占める人件費の割合でみると、OECD27カ国平均が23.6%なのに対し、日本は15%と最低であるといわれています。公務員が全体の奉仕者として業務に従事できるように、その役割を果たしていけるようにしていくことが、今一番求められているのではないのでしょうか。

以上を述べて、反対討論をいたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

それでは、私はただいま議題となっております議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づいて改正されるもので、現給保障されていたものを本来の額にするというものです。

長引く不況の中、市の財政状況も年々厳しくなっており、さらに公務員である職員に対する市民の目も大変厳しいものがあると考えます。市は従来から、人事院勧告に準拠して給与改定を実施してきているところで、今回も国の動向や近隣の市町の状況なども勘案されており、また改定された平成18年より相当期間も経過しており、期限を設けず現給保障することは市民の理解を得られないと考え、本議案に賛成するものです。

○議長（西川泰弘君） 次に、議案第162号についての反対討論。

14番 石井 仁君の発言を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第162号 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場からの討論を行います。

今回の条例改正は、月額1,500円の費用弁償をなくし、期末手当の支給月数を現行の3.565カ月分を4.543カ月分に改定するものとなっています。これにより、年間の議員報酬は575万9,000円から612万円へと引き上げることになります。

費用弁償をなくすことに異存はありませんが、期末手当の引き上げについて、反対の理由を2点で述べたいと思います。

1つは、現行の期末手当の月数を議決してきた経緯からです。現行の議員報酬とその期末手当は、まず合併当初の紀の川市議会の議決で原形がつけられました。その後、平成2

1年には期末手当の支給月数を引き下げる専決処分、これは職員の給与の引き下げを含むものでしたが、この条例改正を承認してきています。ここにきて、あえて議員報酬を上げる必要はこれまでの紀の川市議会の判断からみて、ないのではないのでしょうか。民間給与の引き下げを大きな理由に、市政の各業務を担う市職員の給与は引き下げが続いており、議会としてはそれを認めてきています。その一方で、生活給ではない議員報酬を上げる必要はないと考えます。

2つ目の理由は、市民感覚からみて報酬引き上げを行うことの必要性がないということです。

今議会では、議員定数が現行の24名から22名にするということが決まりました。このときの討論で、私は議員定数の削減の前に我々の活動が市民に知らせきれているか、年間報酬575万円にふさわしい活動をしているのか、議員個人として、また議会として自己点検を行い、改善を図るということが必要だと述べましたが、同様に議員報酬を考える際にももっと自己検証を行うことが必要だと思います。

既に決まった定数削減を見越せば、議員報酬を上げてもトータルで年間512万円の予算、経費の削減ができるということになります。予算削減のためならば現行のままでいくべきです。

以上の理由により、本議案に反対するものです。

○議長(西川泰弘君) 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

18番 竹村広明君。

○18番(竹村広明君)(登壇) それでは、ただいま議題となっております議案第162号 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

私たち紀の川市議会議員の期末手当の支給率は、県内9市のうちで最も低く、また報酬と期末手当を合計した年間支給額も最下位であります。今回の改正により、ようやく他の8市と同じ程度の支給率となり、年間支給額においても県内9市のうち7番目となります。

また、同時に議会出席時の費用弁償については本条例の改正により廃止されるということや、今回の定例会初日に議決されました議員定数2名の削減も合わせ、議員にかかる費用が今後削減され、市民の理解は得られるものと考えます。厳しい財政情勢であります、全体では経費節減につながるものと考え、賛成討論といたします。

○議長(西川泰弘君) 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

まず、議案第161号の採決は起立により行います。

お諮りいたします。

議案第161号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、副委員長の報告は可決とするものです。本案は副委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第161号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、議案第162号の採決も起立により行います。

お諮りいたします。

議案第162号 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、副委員長の報告は可決するものです。本案は副委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川泰弘君） 起立多数であります。

したがって、議案第162号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第163号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正については、副委員長の報告は可決とするものです。本案は副委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第163号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第164号 紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正について から
議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協
議について まで

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第3、議案第164号 紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正についてから、議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協議についてまでの6議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。それでは、厚生常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

平成24年12月7日の本会議において当委員会に付託されました、当委員会が所管す

る各特別会計の平成24年度補正予算議案4議案と福祉事務所設置条例の一部改正議案1議案、那賀休日急患診療所経営事務組合規約の変更に関する協議議案1議案についての計6件について、去る12月12日、市役所南別館3階大会議室において委員全員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件についての説明を受けた後、審査を行いました。慎重審議の結果、当委員会に付託された6議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の質疑は次のとおりであります。

議案第168号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、特別調整交付金での那賀病院の機器購入の内容を質したのに対して、CT装置、血液浄化装置、セントラルモニターの3機種を購入するとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の内容であります。

これで当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております6議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております6議案については討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第164号 紀の川市福祉事務所設置条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第164号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第168号 平成24年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第168号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第169号 平成24年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第169号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第170号 平成24年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第170号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第171号 平成24年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第171号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第177号 那賀休日急患診療所経営事務組合理約の変更に関する協議については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第177号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第165号 紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を
改正する条例の制定について から
議案第176号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（西川泰弘君） 続きます。日程第4、議案第165号 紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第176号 紀の川市道路線の廃止についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました7議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託したものであります。それでは、産業建設常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

平成24年12月7日の本会議において、当委員会に付託されました7議案について、去る12月13日、市役所南別館3階大会議室において、7名の委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件についての説明を受けたあと、審査を行いました。審議の結果、特に質疑もなく、当委員会に付託された案件は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております7議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております7議案については討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第165号 紀の川市営住宅条例及び紀の川市改良住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第165号は原案のとおり可決しました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第167号 平成24年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第167号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第172号 権利の放棄については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第172号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第173号 権利の放棄については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第173号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第174号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第174号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第175号 紀の川市道路線の変更については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第175号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

議案第176号 紀の川市道路線の廃止については、委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第176号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第5、議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。それでは、各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会副委員長の報告を求めます。

2番 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（登壇） それでは、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第166号のうち本委員会の所管部分について、去る12月11日、南別館3階大会議室において7名の委員の出席を得て開催し、当局から付託案件について説明を受けたあと、審査を行いました。慎重審議の結果、議案第166号のうち、本委員会の所管部分については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、19節負担金、補助及び交付金について、若者定住促進奨励金を増額しているが、当初予算から比べてどのくらいの増加を見込んでいるのか。また今後、若者定住、人口増加対策を進めていくには住宅購入時の補助金のほか、医療・福祉・子育てに対する支援など総合的な施策が必要と考えるが、行政組織の中に1つの部署を立ち上げ、活性化を図っていく考えはと質したのに対し、平成24年9月末時点で87件の申し込みがあり、転入加算のあったものは51件であった。また、行政組織については、現時点では企画部の中でいろいろな施策、方針を立て、総合的な判断をし、政策の調整をし、実施は各部署でやっていただきたいとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（登壇） ただいまより、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算

（第4号）についてのうち、本委員会の所管部分について、委員会は去る12月12日、南別館3階大会議室において、委員全員の出席を得て開催し、当局より付託案件についての説明を聴取したあと、審査を行いました。慎重審議の結果、議案第166号のうち、委員会の所管の部分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における各委員の質疑の主なものは次のとおりであります。

まず、3款民生費、2項児童福祉費、6目児童福祉施設費で、安楽川保育所の修繕内容について質したのに対し、門扉の取りかえ、インターホンの修理、調理室のタイルのはがれた部分の修繕を行うとの答弁でした。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健事業費の委員報償費の増額の内容を質したのに対し、乳がん検診制度管理委員会委員8名の報償費で、従来は年1回の開催であるが、平成25年度に向け、マンモグラフィや超音波診断装置の乳がん検診実施要綱の作成のために、さらに2回開催しなければいけないので、2回分を増額するとの答弁でした。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（登壇） それでは、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告します。

当委員会に付託されました議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管部分について、去る12月13日、南別館3階大会議室において、7名の委員の出席を得て委員会を開催し、当局から付託案件について説明を受けた後、審査を行いました。審議の結果、議案第166号のうち、本委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは次のとおりです。

債務負担行為補正で、体育館の建設について、以前の説明では20億であったが、今回28億円にふえている。それはどういった部分が追加され、どういう組織で審査し、決定されたのかと質したのに対し、体育館本体は変わっていないが、舞台関係、ホールの機能を有する電動観覧席、音響ステージ等を追加した。また、決定機関は公園整備検討委員会で検討し、決定したとの答弁でした。

また、今回、体育館のみで28億9,000万円とのことであるが、のちの都市公園全体計画はどうなっているのかと質したのに対して、落札額によって金額に変動があるが、プール、遊歩道を含め、28億9,000万円で竣工したい。来年1月末に体育館の設計額が出た時点で、全体像について再度検討いただきたいとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

ただいま議題となっております議案については討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第166号 平成24年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）については、各委員長の報告は可決とするものです。本案は各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第166号は原案のとおり可決されました。

日程第6 請願第 6号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備および低空飛行訓練
の中止を求める請願書

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第6、請願第6号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備および低空飛行訓練の中止を求める請願書を議題といたします。

本件については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。総務文教常任委員会副委員長より請願審査報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、副委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長 室谷伊則君。

○2番（室谷伊則君）（登壇） それでは、総務文教常任委員会に付託されました請願について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました、請願第6号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備および低空飛行訓練の中止を求める請願書について、12月11日、南別館3階大会議室において7名の委員の出席を得て開催し、紹介議員から説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、請願第6号については、賛成少数で不採択すべきものと決定しております。お手元に配付してあります請願審査結果報告書をごらんください。

請願第6号については、オスプレイの配備に関しては、国民に十分に説明し、理解を求めることは大事であり、低空飛行訓練についても訓練ルートの危険な場所の回避、撤回であれば賛成できる部分もあるとの意見もありました。しかしながら、防衛・外交という国政の問題であり、また竹島問題、尖閣諸島の問題、北方領土の問題、さらなる災害時など

の有事においては、米軍、政府との連携は必要不可欠である。また、欠陥輸送機と決めつけているオスプレイの構造、操作方法についても、今、さらなる改善が予想されるなどの意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決めています。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） これより、ただいまの副委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております請願について討論を行います。

討論の通告がありますので、請願第6号は副委員長報告は不採択となっておりますので、まず採択することに賛成の討論を許可いたします。

19番 岡田 勉君の発言を許可します。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（登壇） 請願第6号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備および低空飛行訓練の中止を求める請願書について、不採択に反対の立場で採択をお願いしたいということで討論を行います。

世界一危険といわれている米軍輸送機オスプレイは、米国内ではウイドウメーカー、未亡人製造機と呼ばれています。それは開発段階から事故が多発し、多くの若い米兵の命が失われてきたからであります。オスプレイの事故は、米軍が提出した資料によると実戦配備された2006年から5年間で58件に上り、2000年4月にはアリゾナ州で実用実験中に墜落して、19人の命が失われています。

このように事故を起こしているオスプレイにはエンジンがとまったときに、揚力によってプロペラが自動的に回転し、安全に着陸できる機能、日本の航空法ではこの装置の設置が義務づけられているオートローテーション、自動回転装置がないといわれています。このように危険きわまりないオスプレイが公共施設や病院があり、住宅密集地のど真ん中にある普天間に配備されているということは異常な事態ではないでしょうか。

また、米海兵隊はオスプレイの訓練として全国7つの低空飛行訓練ルートで低空訓練を実施するとしています。今回のオスプレイの訓練は、約180メートルという低空とともに、60メートルという超低空訓練が予定されています。米軍はこれまで低空訓練で1987年の奈良県十津川村でのワイヤー切断事故や、1994年高知県早明浦ダムへの墜落事故を起こしています。そのルートの1つに和歌山県が含まれており、県知事も低空飛行訓練には反対を表明しています。

最後に、この危険なオスプレイを配備することは日本の主権にもかかわる問題だというふうに考えます。オバマ政権はオスプレイの配備について、日米安保条約上のアメリカの

権利だということで強行しました。野田首相はアメリカ政府の方針であり、どうしろこうしろという話では基本的にないということに終始しました。しかし、日米安保条約といえども、日本国民の命や暮らしを脅かす欠陥機の配備をアメリカの言うがままに強行してしまったということは、日本の主権ということからも考えていく必要があるのではないかと思います。

以上のことを述べて、この不採択に反対の討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 続いて、採択することに反対の討論の発言を許可いたします。

9番 杉原 勲君。

○9番（杉原 勲君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております請願第6号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備および低空飛行訓練の中止を求める請願の採択に、反対の立場で討論を行います。

オスプレイについては、防衛や日米関係の外交問題であり、国政のレベルで議論されるべきものであろうと考えております。もちろん、安全性が第一でありますから、その点はしっかりと訴えていかなければなりません。竹島の問題、尖閣諸島の問題、また北方領土の問題など日本国として憂慮する大きな問題を抱えている現状を鑑みると、アメリカとの友好関係は極めて重要であると考えております。

我が国の安全性と平和な社会を守るためには、日米安全保障条約が必要であることから、私は本請願の採択に反対をいたします。

以上で反対討論といたします。

○議長（西川泰弘君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

請願第6号 危険な米軍輸送機オスプレイの配備および低空飛行訓練の中止を求める請願書は、副委員長の報告は不採択とするものです。本請願は副委員長報告では不採択ですが、採択についてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（西川泰弘君） 起立少数であります。

したがって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

日程第7 委員会提出議案第4号 紀の川市議会規則の一部改正について

委員会提出議案第5号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第8、委員会提出議案第4号 紀の川市議会会議規則の一部改正についてと、委員会提出議案第5号 紀の川市議会委員会条例の一部

改正についての2議案を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 松本哲茂君。

○7番（松本哲茂君）（登壇） それでは、私から委員会提出議案第4号、第5号の提案説明を行います。

委員会提出議案第4号 紀の川市議会会議規則の一部改正について、及び委員会提出議案第5号 紀の川市議会委員会条例の一部改正についての2議案を地方自治法第109条の2第5項、及び紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

当議案については委員会において全会一致いたしましたので、委員会提出議案として提出いたします。

提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正する法律、平成24年法律第72号の施行に伴い、紀の川市議会会議規則及び紀の川市議会委員会条例の一部を改正するためあります。

委員会提出議案第4号 紀の川市議会会議規則の一部改正についての改正内容は、地方自治法の改正に伴い、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるよう第9節を第10節とし、第8節の次に第9節「公聴会、参考人」の1節を加えるものであります。

次に、委員会提出議案第5号 紀の川市議会委員会条例の一部改正についての改正内容は、地方自治法で定められていた事項が条例に委任されたことにより、委員の選出方法、在任期間等の規定を新たに条例追加するとともに、委員の任期は2年と定められているが、2年後を待たずに任期満了の前、30日以内に改選ができるよう改正するものです。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

委員長の提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第4号と第5号の2議案については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、ただいま議題となっております2議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております2議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは、順次採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第4号 紀の川市議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（西川泰弘君） 続いて、お諮りいたします。

委員会提出議案第5号 紀の川市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員派遣の件について

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第8 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決しました。

日程第9 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（西川泰弘君） 続いて、日程第9、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び

調査を継続することに決しました。

○議長（西川泰弘君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 12月議会閉会に当たり、一言御礼申し上げたいと思います。

12月3日開会以来、本日まで、特にことは衆議院の解散・総選挙ということの中で、いろいろございましたけれども。慎重審議していただき、御提案させていただきました案件につきましては御理解をいただき、十分審議の結果、御承認を賜りましたことに心から感謝申し上げます。

ことし1年を振り返ってみますと、不況とまた政治の混乱等、また世界的な不況の中で、大変な1年ではなかったかなと思います。紀の川市におきましても、議員各位、また市民の皆さん方の御理解をいただきながら、比較的スムーズな進めができてきてるのではないかなと思っております。

丸7年経過するこの紀の川市であります。今後、皆さん方の御理解を特にいただきながら、来年に向けていろいろと頑張っていくかなと思います。

とりわけ、今年1年お世話になりました。お元気で新しい年を迎えられ、どうぞまた紀の川市発展のために御協力を賜りますように心から御祈念申し上げて、御礼の御挨拶いたします。

ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） それでは、平成24年第4回紀の川市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る12月3日に開会し、本日まで19日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力いただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事、終了することができました。

さて、早いもので合併してから7年が経過いたしました。この議場においても、紀の川市議会の初議会からきょうに至るまでさまざまな議論が出されてまいりましたが、きょう限りでこの議場ともお別れになります。

旧打田町の議員はもとより紀の川市議会議員にとっては感慨深いものがありますが、私の後ろにあります紀の川市の市章は新しい議場に移され、移設されることになると聞いております。この市章に見守られてこれからも紀の川市の発展のために、議員一同、さらなる御努力を重ねていただきたいと思います。

本日はどうも御苦労さんでございました。

年末年始、議員各位におかれましては、御多忙とは存じますが、ますますの御活躍を祈念しておりますので、これもちまして閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これもちまして、平成24年12月3日召集の平成24年第4回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さんでした。

（閉会 午前10時28分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員